

大規模小売店舗の廃止について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による廃止の届出の概要を次のとおり公表する。

平成25年3月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者（廃止前のもの）
名 称 田倉
所在地 十日町市子4番地
設置者 十日町市
- 2 店舗面積の合計
（廃止前）2,459平方メートル
（廃止後） 0平方メートル
- 3 廃止（第3条第1項に定める基準面積以下）となる年月日
平成24年11月30日
- 4 廃止しようとする理由
店舗解体のため。
- 5 届出年月日
平成25年2月27日